

岩手県告示第360号

地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）附則第7条第2項の規定により、指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があったものとみなす。

平成26年4月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

名 称		主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	変更前	変更後	
財団法人自治体衛星通信機構	地方公共団体情報システム機構	東京都港区虎ノ門五丁目12番1号	東京都千代田区一番町25番地	平成26年4月1日